

○鯖江・丹生消防組合職員に対する児童手当の認定および支給に関する事務の取扱いに関する規程

昭和47年2月10日

訓令第1号

(通則)

第1条 鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)に対する児童手当の認定および支給に関する事務の取扱いについては、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)および児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)によるほか、この訓令の定めるところによる。

(支払日)

第2条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、当該支払期月の5日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い同条に規定する休日、日曜日または土曜日でない日とする。

(実施細目)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

2 昭和47年1月分および2月分の児童手当の支払日は、第2条の規定にかかわらず、同年3月21日とする。

附 則(昭和47年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和47年10月分の児童手当の支給から適用する。

附 則(昭和48年訓令第2号)

この訓令は、昭和48年4月21日から施行する。

附 則(昭和61年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年訓令第1号)

この訓令は、昭和64年2月1日から施行する。